

沖縄県土木建築部が実施する営繕工事における地域外からの 労働者の確保に要する費用に対する積算の運用について

制 定 平成 29 年 11 月 8 日 土技第 825 号

一部改訂 平成 30 年 2 月 14 日 土技第 1097 号

一部改訂 令和 8 年 1 月 19 日 土技第 1518 号

1 総 則

本運用は、沖縄県土木建築部建築積算基準等資料第 3 編第 1 章第 13 に基づき、地域外からの労働者(以下「労働者」という。)を確保する場合における基本的な運用を定めるものとする。

2 目 的

営繕工事における地域外からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等は、工事実施にあたって不足する労働者を地域外から確保せざるを得ない場合に、工事の適切な実施のために必要となる「共通仮設費」及び「現場管理費」について、労働者確保の実態を反映した契約変更のための工事費積算方法等に関する必要な事項を定め、もって適正な契約変更に資することを目的とする。

3 対象工事

沖縄県土木建築部が発注する営繕工事のうち、不足する労働者を地域外から確保せざるを得ないと発注者が判断した工事を対象とする。

4 対象項目

(1) 対象者

変更対象費の対象は労働者とし、社員等従業員は本運用外とする。

①労働者とは

肉体的技能的労働に伴って工事施工に直接従事する者をいう。

(例普通作業員、鉄筋工、型枠工、配管工、電工、交通誘導員等)

②社員等従業員とは

元請者、あるいは下請者が、恒常的な業務従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者をいう。(例現場代理人、監理理技術者等)又は、特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者をいう。(例事務員、倉庫番、食事係、夜警員等)

(2) 変更対象項目

①共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用

ア 借上費

労働者の宿舎を建築する代わりにマンション、民家等を長期借上げした場合に要したもの。

イ 宿舎費（宿泊費、労働者送迎費）

（ア）労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用

（イ）労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するためには要した費用
（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）

②現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤等に要する費用）

ア 募集及び解散に要する費用

（ア）労働者の赴任・帰省旅費

イ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（ア）労働者の食事補助

（イ）交通費の支給

5 手続き等

（1）入札公告、入札説明書及び現場説明書などの記載例を参考に、本運用の対象工事であることを記載することにより周知するものとする。

（2）受注者は、契約締結後に地域外からの労働者の確保に係る経費が必要になった場合において、「変更対象項目に対する実施計画書（様式1）」及び地域内からの労働者が確保できないとする関係団体等からの証明書（監督員が指示する場合）を事前に監督員に提出し、該当工種の現場が着手するまでに監督員との協議を終了していなければならない。

（3）変更対象項目について労働者確保の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の下記の資料（以下、「根拠資料」という。）を監督員に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

ア 共通事項

（ア）工事打ち合わせ簿（第34号様式（工事監督要領第9条関係））、労働者の作業日報、出勤簿、その監督員が指示する書類等により協議を行うこととする。

イ 準備費（借上費）

（ア）借上費集計表（様式3）、賃貸契約にかかる契約書の写し、借り上げに要した領収書等（税抜き）【※1】

ウ 宿舎費（宿泊費）

（ア）労働者が宿泊する場合

宿泊費集計表（様式4）、領収書（税抜き）【※1】

・領収書は、原則として宿泊した労働者毎に提出すること。

- ・1泊当りの宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。
- ・宿泊費（1泊当り）の上限額は7,037円（税抜き）とする。
- ・宿泊費の妥当性が認められた場合は上記上限額によらないものとする。
- ・証明書類（領収書、または金額の適切性を証明する金額計算書など。）は、宿泊費と食事費を分割することが困難な場合、合計金額の領収書に、1人1泊あたりの宿泊費と食事費の内訳を宿泊業者等が証明した資料（任意様式）を添付すること。
また、証明書類は、別紙様式4、別紙様式6-3にそれぞれ添付する必要はなく、共通の資料として1部添付することよい。
- ・領収書については、必ずしも労働者1人1泊毎に分割する必要はなく、週、月単位等の期間でまとめた領収書でもよいものとする。
ただし、その場合は、宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を、領収書に記載すること。
なお、領収書記載が困難な場合は、領収金額と宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を宿泊業者が証明した資料（任意様式）を領収書に添付すること。

（イ）労働者を送迎する場合

労働者送迎費集計表（様式5-1、2）、車両損料・車両燃両等にかかる領収書（税抜き）【※1】、運転手賃金等（受領書等）の写し【※2】

エ 労務管理費（募集及び解散に要する費用）

（ア）労働者の赴任・帰省旅費

赴任旅費・帰省旅費集計表（様式6-1）、航空機の搭乗券等【※1】、会社が労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し【※2】、その他労働者の住所が確認できる資料

（イ）労働者の交通費の支給

通勤費集計表（様式6-2）、労働者に支給した交通費の額が把握できる調書等（受領書等）の写し【※2】

オ 食事費

（ア）労働者の食事補助

食事費集計表（様式6-3）、食事に要した領収書等（税抜き【※1】及び労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し【※2】

- ・証明書類（領収書、または金額の適切性を証明する金額計算書など。）は、宿泊費と食事費を分割することが困難な場合、合計金額の領収書に、1人1泊あたりの宿泊費と食事費の内訳を宿泊業者等が証明した資料（任意様式）を添付すること。

また、証明書類は、別紙様式4、別紙様式6-3にそれぞれ添付する必要はなく、共通の資料として1部添付することよい。

- ・領収書については、必ずしも労働者1人1泊毎に分割する必要はなく、週、月単位等の期間でまとめた領収書でもよいものとする。

ただし、その場合は、宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を、領収書に記載すること。

なお、領収書記載が困難な場合は、領収金額と宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を宿泊業者が証明した資料（任意様式）を領収書に添付すること。

【留意点】

※1 提出する書類は「原本」とする。

※2 労働者の受領印又はサイン等が確認できる資料又は、賃金及び手当を銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書又は振込領収書の写しとする。

(4) 受注者は、「変更対象項目に対する実績報告書（様式2）」及び「根拠資料」を監督員が指定する期日までに、毎月提出しなければならない。

(5) 共通仮設費の積み上げ分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び「根拠資料」において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び「根拠資料」において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。

なお、労務管理費用については現場管理費率に含まれていることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。

【現場説明書記載例】

○地域外からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等の適用

① 本工事は、地域外からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する工事である。

なお、以下の地域外から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。

(変更対象項目)

共通仮設費：準備費（借上費）、宿舎費（宿泊費、労働者送迎費）

現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤等に要する費用）

② 受注者は、契約締結後に地域外からの労働者の確保に係る経費が必要になった場合において、「変更対象項目に対する実施計画書（様式1）」及び、地域内からの労働者が確保できないとする関係団体等からの証明書（監督員が指示する場合。）を事前に監督員に提出し、該当工種の現場が着手するまでに監督員との協議を終了していなければならない。

③ 変更対象項目について労働者確保の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び、金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下、「根拠資料」という。）を監督員に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

- ④ 受注者は、「変更対象項目に対する実績報告書（様式2）」及び「根拠資料」を監督員が指定する期日までに、毎月提出しなければならない。
- ⑤ 共通仮設費の積み上げ分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び「根拠資料」において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び「根拠資料」において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。
なお、労務管理費用については現場管理費率に含まれていることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。
- ⑥ 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

6 変更協議にかかる留意点

- (1) 変更対象項目で積算する費用は予算の適正執行の観点から、合理的に説明できる内容であること。
- (2) 労働者が利用する航空券については、特段の事情がない限り、割引運賃等によるものとする。
- (3) 労働者が対象工事以外の工事に従事した場合は、他の工事に従事した日にかかる支出項目について、原則、変更協議の対象としない。
- (4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- (5) 変更金額には落札率を考慮する。
- (6) 質疑が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- (7) 本運用に記載されていないことは発注者及び受注者の協議による。

附則

- 1 この運用は、令和8年2月1日から適用する。
- 2 この運用は、国の「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」（平成29年10月25日国営積第9号、国営整第140号）の試行状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。